

大隅守菅野重忠殺害事件の背景に関する一考察

日 隈 正 守*

(2016年10月25日受理)

A study of the background of the murder Osumi Kami Shigetada Sugano

HINOKUMA Masamori

要約

本論文では、平安中期大宰府の役人であると考えられる大蔵満高が大隅守菅野重忠を殺害した事件について考察した。その結果この事件は、当該期南島交易利益に関心を有した大宰府の役人である大蔵氏が、大隅国加治木地域の所領化を意図したことに対する大隅守菅野重忠の反発を原因として起きたこと、大蔵氏は大隅国衛や島津荘側に対して独自の立場を有したこと、平安後期大蔵氏は大隅正八幡宮との関係を持ち、平安末期に平氏と結びついていったこと、鎌倉初期大隅正八幡宮との関係を強化することにより、辛じて大隅国加治木郷領主としての立場を維持したことを明らかにした。

キーワード：大蔵氏 大隅守菅野重忠 大隅（国）正八幡宮 加治木郷 大宰府府官

はじめに

平安中期の寛弘四年（一〇〇七年）七月大宰府府官大蔵満高は、大隅守菅野重忠を大宰府で殺害した。この事件については、大宰府と大隅守との対立が原因であることが指摘されている。しかし具体的な対立点等詳しい事情は、史料的制約もあり未だ明らかになっていない⁽¹⁾。

当該期大宰府と大宰府管内諸国の守は、政治的に対立していた⁽²⁾。しかし大宰府府官が守を殺害した事件は、管見の限り他には所見が無い。少し後には大宰府府官平季基による大隅国府焼

* 鹿児島大学教育学系 教授

き討ち事件も起きている⁽³⁾。本稿では、関係史料の制約の中で大隅守菅野重忠殺害事件の原因や背景に着いて考察していく。

一. 大隅守菅野重忠殺害事件について

寛弘四年(一〇〇七年)七月一日大宰府府官大蔵満高は、大宰府において大隅守菅野重忠を殺害した。この事件に関する史料を、史料①として掲げる⁽⁴⁾。

史料①

〔日本紀略〕後篇十一 一条天皇

寛弘四年七月一日乙丑、大隅守菅野重忠於大宰府為大蔵満高被射殺了。

〔権記〕

寛弘四年八月廿三日丙辰、○中略 参内、左大臣陣申文、公卿有大宰府申殺重忠事、九月卅日癸巳、○中略 詣左府、申大宰解文、隆範来授。

〔御堂閑白記〕

寛弘五年五月十六日乙亥、着右丈座、○中略 又定陸奥金并重忠後家為種材被殺重忠事等。

史料①に掲げた〔日本紀略〕寛弘四年七月一日条によると、大隅守菅野重忠は大宰府において大蔵満高により射殺されている。〔権記〕によれば、同年八月二十三日公卿達は、大宰府が解文で報告した大隅守菅野重忠殺害事件について陣定で話し合っている。〔御堂閑白記〕によれば、翌年五月十六日にも菅野重忠殺害事件について話し合われているが、重忠殺害事件については大蔵種材が重忠を殺害したことを重忠後家が訴えている。

この後も陣定は続き、大蔵種材は取り調べを受けた。大隅守菅野重忠殺害犯人大蔵満高は、大蔵種材の子である。種材は、藤原実資の許を訪れ、取り調べを行う実資の兄懐平への口入を求めている。しかし種材は、左衛門府弓場に拘禁された。実資は懐平へ口入したが、懐平や法家官人達は拘禁に関ったようである。結局藤原道長の命により重忠殺害事件の犯人は不明と扱われ、種材は拘禁を解かれた⁽⁵⁾。

以上が大蔵満高による大隅守菅野重忠殺害事件の顛末である。重忠殺害犯人は大蔵満高であるが、父種材が重忠後家から訴えられたり、左衛門府弓場に拘禁されていることから考えると、満高は父種材の指示で重忠を殺害したと考えられる。但し殺害事件が起きた理由や背景については不詳である。

大蔵満高による大隅守菅野重忠射殺事件については、大宰府と西海道諸国の守との対立が背景にあったことが先学により指摘されている⁽⁶⁾。当該期大宰府と西海道諸国の守達が政治的に対立していたことは、先学の指摘通りである。しかし守を殺害する迄に至る事態は稀有である。大

隅守菅野重忠殺害事件の背景としては、大宰府の役人である大蔵氏と大隅守との間に激しい対立関係が生じていたと考えられる。本稿では、大宰府の役人である大蔵氏と大隅守との激しい対立関係の実態について考察する。

二. 大隅守菅野重忠殺害事件の背景

本章では、大隅守菅野重忠と大宰府の役人である大蔵氏との対立関係について考察していく。

十一世紀前期（一〇二五年～一〇二九年）薩摩守や大隅国衙関係者は、右大臣藤原実資に贈物を送っている。この時実資に送られた贈物の中に、檳榔・営貝・赤木・夜久貝等南島産の物が含まれている。南島産の物を薩摩守や大隅国衙関係者が実資に送っていることは、薩摩守や大隅国衙関係者が南島と交易をしていた可能性が考えられる⁽⁷⁾。

薩摩守や大隅国衙関係者が南島との交易を行う場合、大宰府の許可を得ることが前提であると考えられる。但し大宰府も薩摩守や大隅国衙関係者が南島と交易を行っていることに関心を持っていたと考えられるし、交易利潤を得ることも考えていたと想定される。十一世紀前期大宰大監平季基の島津荘立荘も、南島との交易拠点である志布志湾掌握を視野に入れた行動であると考えられる⁽⁸⁾。

大宰府の役人であると考えられる大蔵満高が大宰府で大隅守菅野重忠を殺害した事件の背景として、南島との交易利潤を巡る争いが有ったと考えられる。当該期薩摩守や大隅国衙関係者が南島との交易利潤を得ていたと考えられることを踏まえると、大隅守菅野重忠が南島との交易利潤を得ていた可能性は高いと考えられる。

またこの時期大宰府の役人が大宰府管内地域を開発し、自らの利権獲得のために立荘していることが確認される⁽⁹⁾。大宰大監平季基の島津荘立荘もこうした動きの一環である⁽¹⁰⁾。大隅守菅野重忠を殺害した大蔵満高の一族は、大隅国加治木郷を領有していた可能性がある。大蔵姓加治木氏が加治木郷を領有したのは、平安中期といわれている⁽¹¹⁾。大蔵氏が加治木郷と関係を持った時期は詳らかではないが、私は大隅守菅野重忠殺害事件の背景に、大宰府の役人である大蔵氏の大隅国加治木郷開発・領有を巡る大隅守との対立が有ったと考えている。

南島との交易利潤を得ていたと考えられる大隅守菅野重忠に対し、南島交易の利潤獲得を意図していた大宰府の役人大蔵氏は、大宰府の支援を得て加治木郷を開発・領有していたと考えられる。大蔵氏の加治木郷開発・領有、南島との交易利潤獲得に関する参入・競合に対して、大隅守は南島との交易利潤獲得に関する既得権を大幅に失う窮地に立たされたと考えられる。また大隅国内鹿兒島湾奥部の一部を太宰府の役人である大蔵氏一族が領有することは、大隅守にとり税収が減少する可能性があった。大隅守菅野重忠と太宰府の役人大蔵氏が激しい対立関係になった理由は上記のことであったと考えられる。

但しここで考察しておかなければならない問題がある。大隅国加治木郷の成立時期が十一世紀前期である可能性があるか否かである。十一世紀前期に加治木郷が成立した可能性がないと上記

の推測は可能性が低くなる。以下加治木郷の成立時期について検討を加えていく。猶大隅国加治木郷の位置を示した図を図①として掲げる。

加治木郷は、郡郷制改編の結果大隅国内に成立した新たな行政単位の一つである⁽¹²⁾。大隅国内における郡郷制改編については、以前私は日本国内における一般的動向と同様十一世紀中期であると考えていた⁽¹³⁾。しかしその後島津荘が成立した地域であると考えられている島津院は、島津荘成立時期である十一世紀前期に成立していた可能性があることが指摘されている⁽¹⁴⁾。従って日向国島津院の成立時期が十一世紀前期である可能性を踏まえると、九州南部における郡郷制改編時期は、十一世紀前期であると考えられる。この結果大隅国加治木郷の成立時期は、十一世紀前期である可能性が出てくる。従って大隅守菅野重忠殺害事件の背景

は、南島との交易利潤獲得を見据えた大宰府の役人である大蔵氏の大隅国加治木郷開発・領有の動きに対する、南島との交易利潤という既得権益が脅かされる恐れや鹿児島湾奥部に位置し南部に広大な低地部分を含む加治木郷域⁽¹⁵⁾に大宰府の権力が及んでくる可能性に対する大隅守菅野重忠の激しい反発であると考えられる。両者の間の深刻な対立関係の結果大宰府の役人であると考えられる大蔵満高は、父種材の指示を受けて大宰府において大隅守菅野重忠を殺害したと考えられる。

本章では、大宰府の役人であると考えられる大蔵満高が大隅守菅野重忠を殺害した理由を考察した。その結果南島交易の利潤獲得を見据えた大宰府の役人である大蔵氏の大隅国加治木郷の開発・領有が契機となり、大宰府の役人である大蔵氏一族と大隅守菅野重忠との間に深刻な対立が生じて、大蔵満高による菅野重忠殺害事件が起きたことを明らかにした。

三. 大隅守菅野重忠殺害事件の影響

本章では、大隅守菅野重忠殺害事件の影響を取り扱う。まず菅野重忠を殺害した大蔵満高の事件後の動向と大隅国加治木郷を開発・領有した大蔵姓加治木氏の鎌倉初期に至る動向について考察していきたい。

大隅守菅野重忠を殺害した大蔵満高は、事件後特に処罰を受けた形跡は無い。大宰府の役人である大蔵氏一族の大隅国加治木郷開発・領有は、大宰府の南九州掌握政策に基くもので、当該期の大宰府長官である大宰大式藤原高遠の庇護を受けていたと考えられている⁽¹⁶⁾。大蔵満高はその後二十四年間検挙されていない。大蔵満高は、菅野重忠殺害事件の二十四年後、皇族として

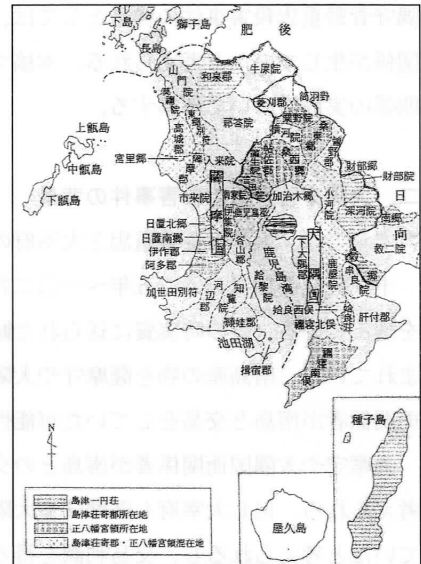


図1

「良国王」と名乗り四位の位を得た。その後皇族でないことや菅野重忠殺害事件の犯人であることが明らかになり、当該期及び前任の大宰府長官が処罰された⁽¹⁷⁾。従って大蔵満高は、事件後も大宰府の庇護を受けていたことが確認される。故に大蔵満高の行動は、大宰府の指示に基づくものであった可能性がある。

加治木郷を開発・領有していた大蔵姓加治木氏の鎌倉期に至る動向について見て行きたい。平安後期の加治木郷域に関する史料として、「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」⁽¹⁸⁾(以下大隅正八幡宮神社次第と略記する)という史料がある。同史料の該当部分を史料②として掲げる。

史料②

始良庄 荒田庄
四所別宮 栗野院 蒲生院

同其以後 鹿屋恒見若宮 吉田院善神王 加治木若宮善神王 祢寝院若宮

大隅正八幡宮神社次第には、大隅正八幡宮の祭神や境内外末社や神宮寺(別当寺)が記載されている。大隅正八幡宮神社次第と暦応二年(一三三九年)十一月 日付大隅正八幡宮講衆・殿上等訴状写⁽¹⁹⁾とを照合すると、祭神・神宮寺については記載内容はほぼ一致している。暦応二年(一三三九年)十一月 日付大隅正八幡宮講衆・殿上等訴状写に記載されている「浄土院」が大隅正八幡宮神社次第に記載されていることから、大隅正八幡宮神社次第は、暦応二年十一月に大隅正八幡宮講衆・殿上等が石清水八幡宮に提出した訴状とともに提出した文書であると考えられる⁽²⁰⁾。

四所別宮の中で最も早期に勧請された始良荘は、長久年間(一〇四〇年～一〇四四年)である⁽²¹⁾。荒田荘に勧請された時期は寛治元年(一〇八七年)頃であると考えられる。栗野院と蒲生院には十二世紀初頭に勧請されたと考えられ、鹿屋院・吉田院・加治木郷に勧請された時期は不詳である。しかし史料②に記載されている地域の中で最も遅く勧請されたと考えられる祢寝院には、保安二年(一一二一年)以前に、大隅正八幡宮の社領が形成されていることが確認される⁽²²⁾。故に加治木郷の中に大隅正八幡宮領が形成された時期は十二世紀初期であると考えられる⁽²³⁾。

当該期加治木郷に形成された大隅正八幡宮領について考察するために、大隅国建久岡田帳加治木郷項を史料③として掲げる⁽²⁴⁾。

史料③

加治木郷百廿一丁七段半

正宮新御領 本家八幡 地頭掃部頭

公田永用百六丁二段半 郡司大蔵吉平妻所知

件名雖為社領分、号府別府、以数百余丁宛五十丁、所当准千疋、残六十余丁不弁

濟府国両方、恣私用也、動不随国務也、

鍋倉村三丁

僧忠覚所知、

宮永八丁

正宮修理所酒井為宗所知、

万徳四丁五段

史料③から推測すると、加治木郷の中で、十二世紀初期に大隅正八幡宮の社領として成立した所は、宮永八丁であると考えられる。宮永名は、大隅正八幡宮の建物を修理するための経費を賄うための社領である。加治木郷においては、先ず大隅正八幡宮修理所である宮永名が形成され、大隅正八幡宮の末社が勧請された。その後万徳領が大隅正八幡宮領になったと考えられる。

加治木郷を支配していたと考えられる大蔵氏は、元来同じ大宰府の役人が立荘した島津荘には結びつかず、加治木郷を大隅国衙領として領有していた。大蔵氏が加治木郷全体を大隅国司と関係が深い大隅正八幡宮領にしなかった理由は、大隅国衙在庁官人達との対立関係であったと推測される。大蔵氏は、同じ大宰府の役人が立荘したとはいえ藤原撰閑家に結びついた島津荘側とも一線を画し、加治木郷を公領として維持していた。十二世紀前期加治木郷の中に、大隅国一宮大隅正八幡宮領宮永名を成立させるとともに大隅正八幡宮の末社を勧請した。大蔵氏が加治木郷を島津荘に寄進しなかった理由は、平安中期には南島との交易をめぐる島津荘側との対立関係、平安後期には院権力による大宰府支配によると考えられる⁽²⁵⁾。

その後大蔵氏は、大宰府の役人である大蔵氏と基本的には同一歩調を取ったと考えられる。平安末期大宰府は、日宋貿易を推進する平氏により掌握された。大宰府の役人である大蔵氏は平氏の家人となり、平氏の九州支配を支えた。その後平安末期の内乱期には、平氏方人として行動した⁽²⁶⁾。

大蔵氏も大宰府府官大蔵氏と同じ立場で行動したと考えられる。その結果大蔵氏は、鎌倉幕府により追いつめられることになったと考えられる。大蔵氏は、史料③に記載されているように加治木郷のほとんどの領域を大隅正八幡宮に寄進した。大蔵氏が加治木郷のほとんどの領域を大隅国一宮大隅正八幡宮領化したのは、大隅正八幡宮の宗教的権威により鎌倉幕府による加治木郷没収の事態を避けようとしたためであると考えられる。この結果大蔵氏は、鎌倉時代も加治木郷支配を辛うじて維持することが可能となった⁽²⁷⁾。

本章では、大隅守菅野重忠殺害事件の影響について考察した。その結果殺害犯人である大蔵満高は、大宰府に庇護されて処罰された形跡が無いこと、大蔵氏は大隅国衙・島津荘側に対して独自の立場を取ったと考えられること、十二世紀前期大隅正八幡宮との関係を有したこと、平安末期大蔵氏は大宰府の役人である大蔵氏と同様鎌倉初期鎌倉幕府により追いつめられ、大蔵氏は大隅正八幡宮の庇護を受け大隅国加治木郷の支配を辛うじて維持したこと等を明らかにした。

おわりに

本稿では、平安中期に起きた大宰府の役人と考えられる大蔵満高の大隅守菅野重忠殺害事件を検討し、この事件の背景は単に大宰府と大隅守菅野重忠との対立に留まらず、南島との交易利潤を見据えた大蔵氏の大隅国加治木郷の開発・領有が、大宰府の役人である大蔵氏と大隅守菅野重忠の対立であることを明らかにした。また大隅国衛在庁官人や島津荘側に対して独自の立場を取った大蔵氏は、十二世紀前期大隅正八幡宮との関係を持ち、平安末期大宰府の役人である大蔵氏とともに平氏に結びついた、その結果鎌倉初期鎌倉幕府に迫いつめられ、大隅正八幡宮との結びつきを強化することにより辛うじて大隅国加治木郷支配を維持することが出来たことを解明した。

今後は、大蔵氏や祢寝氏等平氏に味方した領主達を領主として地位保全させる力を有する大隅正八幡宮のメカニズムを明らかにしていきたい。

- (1) 郡山良光「中世社会への起点一大隅守菅野重忠射殺事件の背景一」(『中世史研究会会報』29、昭和四十六年)。
- (2) 石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」(『史学雑誌』68-1、昭和三十四年、同四十五年に同『日本中世国家史の研究』岩波書店に再録、平成十六年に『石井進著作集 第1巻 日本中世国家史の研究』岩波書店に再録、郡山良光「中世社会への起点一大隅守菅野重忠射殺事件の背景一」、藤野秀子「大宰府府官大蔵氏の研究」(『九州史学』53・54合併号、昭和四十九年)、佐々木恵介「大宰府の管内支配変質に関する試論一主に財政的側面から一」(土田直鎮先生選歴記念会編『奈良平安時代史論集 下』(吉川弘文館、昭和五十九年))、正木喜三郎「大宰府領形成の歴史的背景一大宰府の変質と荘園公領制一」(『東海大学紀要文学部』52、平成二年、同三年に同『大宰府領の研究』文献出版に再録)等。
- (3) 永山修一「『小右記』に見える薩摩・大隅国からの進物の周辺」(『鹿児島中世史研究会報』50、平成七年、同二十一年に同『同成社 古代史選書6 隼人と古代日本』、同成社に再録)、『都城市史 通史編 自然・原始・古代』(都城市、平成九年)、第3編 古代の都城、第4章 島津荘の成立、第2節 島津荘の成立、加藤友康「平安時代の大隅・薩摩一人の交流と交易・情報伝達を媒介にして考える一」(『黎明館調査研究報告』17、平成十六年)、同「撰関時代の地方政治一受領たちのネットワークを媒介として考える一」(『中央史学』31、平成二十年)、拙稿「島津荘に関する一考察一成立期を中心に一」(『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』66、平成二十七年)。
- (4) 竹内理三編『大宰府・太宰府天満宮史料 巻4』(太宰府天満宮、昭和四十三年)、寛弘四年(一〇〇七年)七月朔日条。
- (5) 告井幸男『撰関期貴族社会の研究』(塙書店、平成十七年)、第1部 貴族社会の諸様相、第四章 王氏爵事件一撰関期の京と西国一。
- (6) 郡山良光「中世社会への起点一大隅守菅野重忠射殺事件の背景一」、藤野秀子「大宰府府官大蔵氏の研究」、正木喜三郎「大宰府領形成の歴史的背景一大宰府の変質と荘園公領制一」。告井幸男『撰関期貴族社会の研究』、第1部 貴族社会の諸様相、第4章 王氏爵事件一撰関期の京と西国一。
- (7) 永山修一「『小右記』に見える薩摩・大隅国からの進物の周辺」、加藤友康「平安時代の大隅・薩摩一人の交流と交易・情報伝達を媒介にして考える一」等。
- (8) 徳重浅吉「鎮西島津の庄」(『大谷学報』10-4、昭和四年、同十三年に同『日本文化史の研究』目黒書店に再録、永山修一『同成社 古代史選書6 隼人と古代日本』、第7章 平安時代中期の南九州。拙稿「島津荘に関する一考察一成立期を中心に一」。
- (9) 奥野中彦「鎮西島津荘の成立と発展一寄郡制の再検討一」(『鹿児島県立短期大学紀要』34、昭和五十七年、同六十三年に同『日本における荘園制形成過程の研究』三一書房に再録)。正木喜三郎「大宰府領形成の歴史的背景一大宰府の変質と荘園公領制一」等。

- (10) 正木喜三郎「大宰府領形成の歴史的背景—大宰府の変質と荘園公領制—」。
- (11) 五味克夫「正八幡宮領加治木郷について」(『鹿児島中世史研究会報』31, 昭和四十七年、平成二十八年に同『戎光祥研究叢書 第9巻 鎌倉幕府の御家人制と南九州』戎光祥出版に再録)。
- (12) 森本正憲『九州中世社会の基礎的研究』(文献出版、昭和五十九年)、第1章 中世的郡郷制の成立。
- (13) 郡郷制改編の時期が十一世紀中期であることは、坂本賞三『荘園制成立と王朝国家(塙選書92)』(塙書房、昭和六十年)、第3章 後期王朝国家と荘園、第1節 後期王朝国家体制を参照。私も今迄坂本氏の説を踏まえて原口泉他『鹿児島県の歴史(県史46)』(山川出版社、平成十一年)、3章 律令国家の変質と中世社会の成立等で薩摩・大隅国における郡郷制改編の時期を十一世紀中期であると考えて来た。
- (14) 小川弘和「撰関家領島津荘と〈辺境〉支配」(『熊本学園大学論集総合科学』13-2, 平成十九年、同二十八年に同『中世的九州の形成』高志書院に再録)。
- (15) 『日本歴史地名大系 第47巻 鹿児島県の地名』(平凡社、平成十年)、大隅国始良郡加治木町項。
- (16) 藤野秀子「大宰府府官大蔵氏の研究」、正木喜三郎「大宰府領形成の歴史的背景—大宰府の変質と荘園公領制—」。
- (17) 郡山良光「中世社会への起点—大隅守菅野重忠射殺事件の背景—」、藤野秀子「大宰府府官大蔵氏の研究」、告井幸男『撰関期貴族社会の研究』、第一部 貴族社会の諸様相、第四章 王氏爵事件—撰関期の京と西国—等。
- (18) 三ツ石友三郎「桑幡文書(続)」(『鹿児島県始良郡隼人町郷土史研究会誌』3, 昭和三十四年)。三ツ石友三郎・鹿児島県始良郡隼人町編『合併30周年記念事業 隼人郷土誌』(隼人町役場、昭和六十年)、VI, 参考資料編, b、古文書, 史料番号71号。鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ10』鹿児島県, 平成十七年), 桑幡家文書, 一古記, 5。大隅正八幡宮神社次第。猶本稿では、鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ10』桑幡家文書, 一古記, 5。大隅正八幡宮神社次第から引用する。
- (19) 三ツ石友三郎「桑幡文書(続)」, 三ツ石友三郎・鹿児島県始良郡隼人町編『合併30周年記念事業 隼人郷土誌』, VI, 参考資料編, b、古文書, 史料番号71号。鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ10』, 桑幡家文書, 一古記, 4。本稿では鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ10』, 桑幡家文書, 一古記, 4から引用する。
- (20) 拙稿『桑幡家文書』所収「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」に関する一考察(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』67, 平成二十八年)。猶大隅正八幡宮の神宮寺については、五味克夫「弥勒院と弥勒寺」(『黎明館企画特別展八幡神の遺宝—南九州の八幡信仰—』、鹿児島県歴史資料センター黎明館, 平成二十八年)を参照。
- (21) 三ツ石友三郎「桑幡文書(続)」, 三ツ石友三郎・鹿児島県始良郡隼人町編『合併30周年記念事業 隼人郷土誌』, VI, 参考資料編, b、古文書, 史料番号71号。鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ10』, 桑幡家文書, 一古記, 4。
- (22) 九州大学九州文化史研究所内九州史料刊行会編『九州史料叢書14 衾寝文書(1) 自治暦至元弘』(九州史料刊行会、昭和三十三年)、史料番号3号。鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ1』(鹿児島県、昭和六十三年)、衾寝文書、史料番号639号、保安二年(一一二一)六月十一日付大隅国正八幡宮政所下文。
- (23) 拙稿「大隅国正八幡宮領の形成過程—大隅国の事例を中心に—」(『古代文化』66-2、平成二十六年)。拙稿「蒲生八幡神社の成立時期について」(平成二十八年度鹿児島県鹿屋市教育委員会・隼人文化研究会・鹿児島地域史研究会 合同シンポジウム 『甦る大隅国の実像—古代・中世の大隅半島部の歴史—』(鹿児島県鹿屋市、平成二十八年))。
- (24) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」(『日本歴史』142、昭和三十五年、平成二十八年に同『戎光祥研究叢書 第9巻 鎌倉幕府の御家人制と南九州』に再録)。
- (25) 正木喜三郎「大宰府領形成の歴史的背景—大宰府の変質と荘園公領制—」。
- (26) 石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」、藤野秀子「大宰府府官大蔵氏の研究」等。
- (27) 五味克夫「正八幡宮領加治木郷について」。